

# 矢吹町太陽光発電設置事業と地域の調和に 関する条例（概要）

## 1 背景及び効果

---

平成 23 年に発生した東日本大震災と原発事故以降、脱原発や従来のエネルギーからの転換が進み、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）」の推進により、町内にも大規模な事業用太陽光発電設備の設置が進んできた。

また、再生可能エネルギーの普及は、地球温暖化対策の推進において重要な役割を担っており、今後も新たな太陽光発電設備の設置が進むことが考えられる。

しかし、一方で、事業用太陽光発電設備の設置にあたっては、土地の形状変更等に伴う土砂災害等の恐れや近隣住民との調整が十分になされていない事案が発生しているほか、全国的には、周辺環境への悪影響や大規模な災害の原因になるなど、問題が発生しているところも少なくない状況である。

そのため、本町では、「地域と共生して調和のとれた太陽光発電事業」を促進するために、矢吹町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、太陽光発電設備の適正な設置等の推進に関して必要な事項を定めることにより、事業者に対し、自然環境、景観や生活環境への配慮、災害の防止、設置前の住民への説明会等の実施や必要な手続きなどについて定め、地域と共生した再生可能エネルギーの普及を図ることを目指す。

## 2 目的(条例第 1 条)

---

- ・ 地域と共生して調和のとれた太陽光発電事業を促進
- ・ 太陽光発電設備の適正な設置等の推進
- ・ 自然環境等(良好な景観、自然環境、生活環境)の保全
- ・ 災害の防止

※町内全域が条例の適用対象地域となる。

### 3 対象(条例第2条)

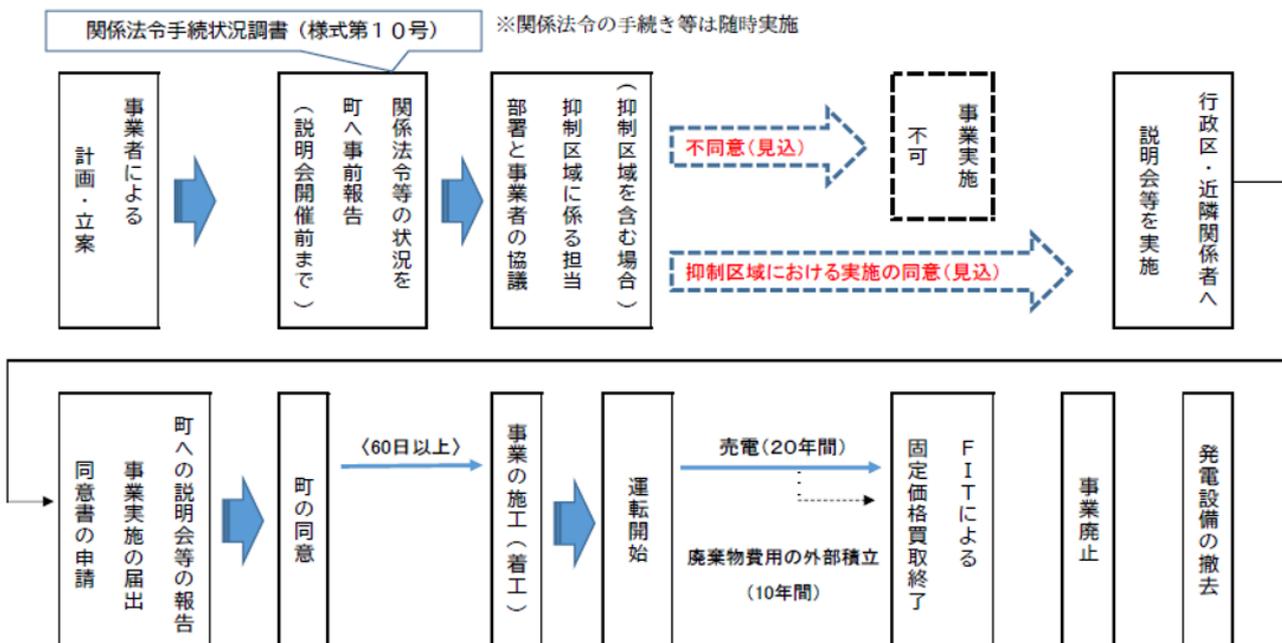
- ・対象地域 町内全域が条例の対象となる
- ・設備 10キロワット以上の太陽光発電設備  
(建物の屋根、屋上等に設置されるものは対象外とする)
- ・事業者 上記施設を設置する者、発電事業者

### 4 抑制区域(条例第6条、規則第3条)

- ・抑制区域とは、自然環境等の保全又は災害の防止のため、並びに町の各種計画を推進するにあたり、特に配慮が必要と認められる区域を指定し、事業者に対して当該区域を事業区域に含めないよう求めることができる。
- ・抑制区域内に事業区域が含まれる場合は、原則、町長は同意しないものとする。

抑制区域	担当部署	必要な手続き等
急傾斜地崩壊危険区	県南建設事務所 行政課 (町の関連部署：都市整備課)	開発行為について、県への協議・申請 (県の許可により可)
土砂災害特別警戒区域		

### 5 事業実施のフロー



## 6 町への事前報告（関係法令の手続き状況等の報告）

（条例第 11 条、規則第 5 条）

- ・事業者は、地元住民および近隣関係者への説明会を行う前に、関係法令に係る規制の有無、担当部署との協議状況等を町長に報告しなければならない。

### 【提出書類】

- (1) 太陽光発電設備の設置に係る関係法令手続状況調書(様式第 10 号)」

## 7 説明会等の実施(条例第 9 条・第 10 条、規則第 4 条)

- ・事業者は説明会等を行わなければならない。
- ・住民、近隣関係者の理解を得るよう努める。
- ・町長は、必要に応じ、住民・近隣関係者の意見を聴く。
- ・説明会等の対象
  - 住 民 : 事業区域が所在する区域に居住している者
  - 近隣関係者 : 事業区域の境界から 100m 以内の土地・家屋の所有者等
- ・周知する事項
  - ①事業者の氏名・住所・連絡先
  - ②工期、事業着手予定日(発電事業開始日)、事業完了予定日(発電事業終了日)
  - ③太陽光発電設備の設置場所・面積
  - ④事業内容、安全対策、反射光対策、災害時の対応、事業終了後の廃棄処分など

## 8 事業の届出(条例第 7 条・第 12 条、規則第 4 条・第 8 条)

- ・新規設置する場合:事業に着手しようとする日の 60 日前までに、町長へ下記書類を届け出し、町長の同意を得なければならない。

### 【提出書類】

- (1) 太陽光発電設備に係る設置届出書兼同意申請書(様式第 1 号)
- (2) 事業計画書(様式第 2 号)
- (3) 事業区域等状況調書(様式第 3 号)
- (4) 確約書(様式第 4 号)
- (5) 事業区域の位置を示す位置図
- (6) 太陽光発電設備の施工図
- (7) 事業区域内の土地の図面(写し可)

- (8) 事業区域内の土地の登記事項証明書(写し可)
- (9) 現況写真
- (10) 住民説明会等報告書(様式第 5 号)
- (11) 近隣関係者説明等報告書(様式第 6 号)
- (12) 説明会等配布資料
- (13) 近隣関係者の範囲図
- (14) 説明会出席者名簿及び個別訪問先名簿
- (15) その他町長が必要と認める書類

・変更(中止)の場合:新規設置の届出を行った後、届出に係る事項の変更をしようとする場合は、あらかじめ、町長へ届出し、町長の同意を得なければならない。

**【提出書類】**

- (1) 太陽光発電設備変更(中止)届出書(様式第 7 号)

・事業廃止する場合:事業廃止する場合は、速やかに町長へ届出を行うこと。

**【提出書類】**

- (1) 太陽光発電設備廃止届出書(様式第 11 号)

## 9 事業者が遵守すべき事項その他の義務(規則第 7 条)

---

・事業の計画、実施、関係法令手続きに当たって事業者が遵守すべき事項

- (1) 雨水等による土砂・汚泥の流出及び水害等の災害防止対策
- (2) 景観への配慮
- (3) 生活環境への配慮
- (4) 敷地内への立入防止対策(フェンスの設置等)
- (5) 管理看板の設置
- (6) 苦情への対応
- (7) 除草や清掃の実施
- (8) 近隣農地の営農に支障が生じないための措置等
- (9) 災害時の対応
- (10) 発電設備の異常または破損時の町・地域住民等への連絡
- (11) 発電設備破損時の法令等に基づく復旧または撤去
- (12) 土地の原状回復措置
- (13) 国等が策定したガイドラインへの準拠

・太陽光発電設備の廃止に当たっては、関係法令に基づき、速やかに撤去又は処分しなければならない。

## 10 報告及び立入調査等(条例第13条)

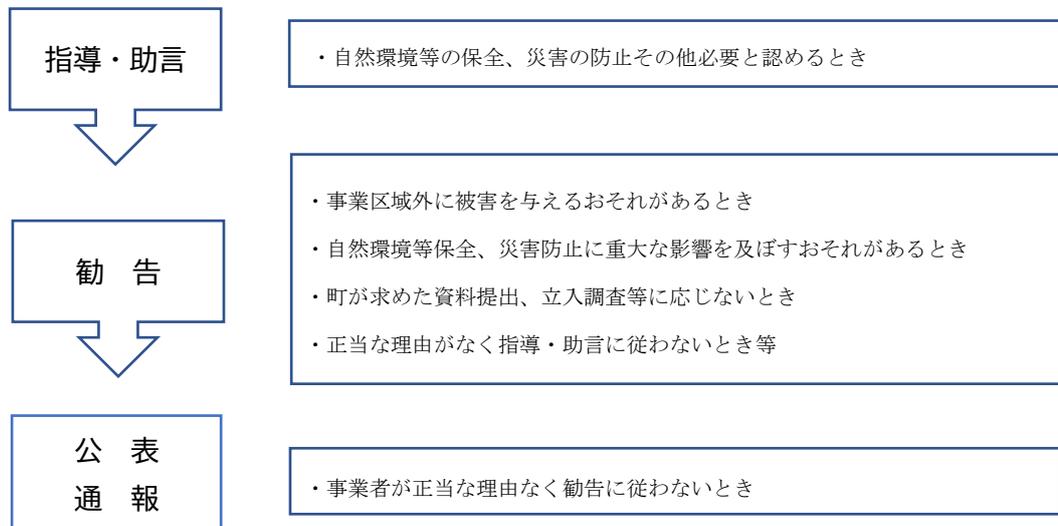
- ・町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告、資料の提出を求めることができる。
- ・町長は、事業区域内へ必要な立入調査を行うことができる。

## 11 指導、助言及び勧告、公表及び通報

(条例第14条・第15条、規則第9～11条)

- ・町長は事業者に対して指導又は助言を行うことができる。
- ・町長は事業者が正当な理由がなく指導・助言に従わない場合、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- ・町長は事業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び勧告内容等を町ホームページ等で公表し、国に通報する。

- ・指導・助言、勧告、公表のフロー



### 施行期日

- ・令和5年4月1日から施行する。

## 経過措置

- ・ 条例の規定は、条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に太陽光発電設備の設置工事に着手する事業について適用する。
- ・ 施行日前において、現に工事に着手している事業又は工事が完了している事業（以下「既存事業」という。）については、下表の規定を適用する。

条	項目	内容
第4条	事業者の責務	自然環境等の保全、災害の防止に必要な措置を講じる。
第12条	太陽光発電設備等の廃止等	設備を廃止したときは町長に届け出て、速やかに撤去し、適正に処分しなければならない。
第13条	報告及び立入調査等	事業者に対し、必要に応じて、報告、資料の提出、立入調査等を行うことができる。
第14条 (第2項第1号を除く)	指導、助言及び勧告	自然環境等の保全、災害の防止等について、必要に応じて、指導、助言、勧告を行うことができる。
第15条	公表及び通報	勧告を受けた事業者がそれに従わないときは、公表し、国に通報する。

- ・ 既存事業において、事業者の名称や、事業面積、事業内容等の変更が生じる場合は町長に届け出なければならない。
- ・ 施行日後60日を経過する日までの間に事業に着手しようとするときは、「速やかに」町長に届け出なければならない。

## 1 2 条例の適用範囲 (図)

令和5年4月1日

